

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

(1) 「AJINOMOTO (アジノモト) 骨の健康オイル」 (株式会社J-オイルミルズ)

〇〇〇委員 それでは、個別品目の表示許可に係る審議に入りたいと存じます。新規審議品目で株式会社J-オイルミルズの「AJINOMOTO (アジノモト) 骨の健康オイル」です。まずは消費者庁から御説明をお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 資料1を御覧ください。

品名はAJINOMOTO (アジノモト) 骨の健康オイル、食品形態は食用油、内容量400g。

許可を受けようとする表示の内容「本品に含まれるビタミンK₂の働きにより、カルシウムが骨になるのを助ける骨たんぱく質オステオカルシンの状態を改善します。骨の状態を健康に保ち、丈夫な骨の健康維持に役立ちます。骨の健康が気になる方の食生活の改善に役立ちます」というものです。

関与する成分と量はビタミンK₂、メナキノン-7 100 μ g、一日当たりの摂取目安量は11gとなっております。

右側、既許可品となります。同じ食品形態として食用油の観点からヘルシーリセッタ、こちらは一日当たり摂取目安量が14gとして許可しております。

さらに右側、同一関与成分としてほね元気 国産大粒納豆、相違点は関与成分量が650 μ gとして許可をしているところでございます。

以上となります。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

次に、調査会での審議状況などの説明を事務局よりお願いいたします。

〇消費者委員会事務局 それでは、次のページになりますけれども、資料2を御覧ください。

この品目は、昨年4月13日に諮問されまして、5月14日の第41回調査会で審議されております。審議結果としては継続審議となり、その後、今年2月8日の第44回の調査会で再度御審議いただき、座長預かりとなりまして、その後、指摘事項に対して申請者から出されました回答について、座長に御了承いただきまして、今日の部会で御審議いただくという運びになっております。

その下に、これまで行われました調査会での指摘事項と、それに対します回答の概要を示しております。

まず第41回での指摘事項でございますけれども、指摘事項(1)としまして、申請者はビタミンK₂と骨折頻度との関連について文献を引用しておるのですが、その文献の中にイギリス人と日本人の血中ビタミンK₂濃度を比較しているとの記載がございまして、この値からしますとイギリス人女性での骨折というのは、日本人女性と比べるとかなり多いことが疑われるということで、日本人女性の比較だけではなく、イギリス人女性も含めて血中ビタミンK₂濃度と骨折の関係について考察されたいという御指摘でございました。

これに対しまして回答のほうは、骨折の要因としては血中ビタミンK₂濃度だけでなく、それ以外

にも人種差、食環境など多く要因があるので、単純にビタミンK₂濃度だけで日本人とイギリス人の骨折頻度を比較するのは難しいと回答しております。

結論として、資料からイギリス人女性に関する記述は削除しますということになったのですが、この回答につきましては御審議いただいた結果、単に削除するだけというのでは回答としては不足している。もう少し考察しなさいという御指摘になりまして、継続審議の対象となっております。

指摘事項(2) - ①でございますが、この製品の一日当たりの摂取量は11gと設定されております。製品が食用油なものですから、仮に目安量の11gを使って、摂取したとしても、調理時における調理器具、食器等の付着、そういったものがあるので、規定量の関与成分をきちんと摂取できないのではないかと御指摘がございました。

これに対しましての回答は、調理をした結果、調理器具への付着というのはいくつかの場合で5.5%ある。それから、調理時の加熱変化で2.9%ロスするという実験結果を示しております。これらの結果をもとに製品規格のビタミンK₂濃度の下限を申請時の規格から1割程度引き上げて、調理器具、食器への付着というものがあっても、関与成分はきちんと規定量の100μg以上摂取できるように設定しますという回答をしております。この回答につきましては、調査会のほうで御了承をいただいております。

それから、指摘事項(2) - ②ですけれども、この御指摘は試験結果の示し方が資料によって図表のみで示したり、あるいは文章での記載のみで示したりということで、わかりにくくなっている。この試験結果が適切であることがきちんとわかるようなデータ、図表を示されたいという御指摘でございます。

この論文として出されておりました資料は、社内試験の報告書をもとに作成されておりましたもので、申請者からはもともとの社内試験の報告書の全文を添付いたしまして、試験結果の適切性をきちんと示すという回答をいたしまして、これも調査会で了承されております。

それから、指摘事項(3)といたしまして、このものの安定性ということで加熱直後の安定性は既に示してあったのですけれども、その後、放置した場合にどうなるかという御指摘がございました。これにつきましては180℃30分で加熱した後、5時間放置して、それでもビタミンK₂は97.1%残存しているという実験結果を示しまして、調査会のほうで了承されております。

41回の指摘と回答は以上でございます。

44回の調査会では、今も簡単に説明させていただきましたけれども、イギリス人と日本人でのビタミンK₂血中濃度と骨折の比較ということについて、もう少しきちんと細かく考察しなさいという御指摘がございました。

44回に出されました回答といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、骨折要因としては居住国による違い、人種、食習慣による違いといういろいろな要因がございますので、これらについて関連文献をいろいろ調査いたしまして、こういった要因が骨折に影響しているんだということの詳細を示しております。

さらにイギリス人と日本人という比較は難しいのですけれども、フランス人において同一地域に住む女性同士の比較を行いまして、フランスでも骨折していない女性の血中ビタミンK濃度という

のは、骨折している人に比べて高い傾向にあるということを論文的に示しまして、結論としてビタミンKが骨折の抑制に寄与していることには間違いはないという趣旨の回答を出しております。

これにつきましては、調査会では座長預かりとなりまして、その後、座長に回答を御確認いただきまして、御了解をいただいております。

指摘事項については以上でございます。

指摘事項のほかに、表示につきまして調査会で御意見が出まして、部会のほうへ申し送ることになっております。

お手元の資料、ピンクのファイルのイという耳のついたところを御覧いただけますでしょうか。ここに申請品目の製品の表示見本がついております。何枚か挟んでありますけれども、A3を折りたたんだページを御覧いただけますでしょうか。このA3の紙が製品のラベルの展開図になるわけですが、調査会で出た御意見というのは、まず真ん中に「骨の健康オイル」という商品名が書いてありますが、その上に「骨の健康が気になる方へ」というキャッチコピーがございます。この「骨の健康」という言葉が適切なのかという御意見がまず第一でございました。

それから、その下、特保マークの横の赤い帯の中に「ビタミンK₂たっぷりの油」と書いてありますが、「たっぷりの油」というのが適切かどうかという御意見でございました。

その右になりますけれども、●が3つ並んでおりますが、その3番目、摂取上の注意という項目がございます。ここに「多量に摂取しても健康がより増進するものではありません」ということと、「お薬を服用している方やビタミンKの摂取を制限されている方は医師等に御相談ください」という2つのことが書かれているわけですが、この摂取上の注意の項目については、もっと目立つように書いたほうがよろしいのではないかという御意見でございました。例えば文字をもっと大きくする、あるいはこの部分を四角で囲む、そういった修正を施して目立つようにしたほうがよいのではないかという御意見がございました。

以上が表示についてのお申し送り事項でございます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

ただいまの説明で、ここからは委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。どういう観点からでも結構でございます。御質問、御意見をいただけますでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 確認ですが、この食品の有効性の根拠論文は、資料1-19の英文論文でしょうか。社内資料も添付されていますが、根拠論文はレビュアーがいる雑誌に掲載されているということが条件だと思うので、1-19の論文が主たる根拠としてよろしいでしょうか。

〇消費者委員会事務局 メインの論文は1-19です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。〇〇委員、よろしく願いいたします。

〇〇〇委員 調査会では、先ほど説明がございましたように、ビタミンKの血中濃度が日本人のデータとイギリス人のデータと非常に大きな差がありました。日本人での骨折が多いグループよりもさらに低いというデータだったので、これはおかしいのではないかということで指摘を出させていただきました。

最初の回答は、先ほど説明があったように、まずいデータを出してしまったからカットすると読めてしまう内容だったのです。そんな回答はとても許せないということできらなる考察を求めたのですけれども、結局、いろいろ論文で調べてみますとビタミンK、ビタミンK₁とかK₂の血液中濃度は報告によって大きく違いました。使用された測定が正しく行われたかどうかわからないという疑問もありました。日本国内でも報告により大きく違っているのです。ただ、幾ら測定法が絶対的な値に疑問があったとしても、同じ論文内の傾向は変わらないのではないかと考えました。

一方、今回のメナキノン含量が日本人と欧米人は大きく違うのですけれども、それは吸収が余りよくないという報告もありまして、結局、ビタミンKの含量だけでは説明できないところがあって、それ以上の考察を求めなかったということです。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

〇〇委員から調査会の議論の経緯について補足をしていただきました。

今の補足も含めて、さらには調査部会への申し送り事項として具体的な表示の文言であるとか、コントラストというか、強調をすべきではないかといったような申し送り事項もいただいておりますので、その点も踏まえて御質問や御意見をいただきますようお願いいたします。

〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 この食品にはカロリーが99kcal含まれていますので、これに相当するカロリーを何らかの油で毎日摂っている人が、本食品に置きかえると考えてよろしいわけですね。そうでないと、毎日99kcal余計にとれば1年で4～5キロ体重がふえてしまうと思います。

また、以前に血圧に関する醤油が審議されたとき、ACE阻害作用を有するペプチドが入っているので子供や妊婦さんは食べてはいけないので、個別包装にしてもらったことがあります。ビタミンKをサプリメントとして必要としない人も、この油で調理すれば家族全員が食べてしまうことになります。個別包装の必要があるのかも含めて調査会では議論されたのでしょうか。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

2点、御質問をいただきましたが、事務局から御回答をお願いします。

〇消費者委員会事務局 まず用途といたしましては、ふだん使っている値に置きかえてということで、調査会でも御議論があったように記憶しております。

それから、個別包装につきましては、調査会のほうでは特に御議論はなかったという経緯です。

〇〇〇委員 ビタミンKは誰がとっても大丈夫なので個別にする必要はないと考えてということなのですかね。

〇消費者委員会事務局 申しわけございません。特に御議論がございませんでしたので、なかった背景まではわかりかねるところでございます。

〇〇〇委員 今の点は、事務局からお答えいただけますか。

〇消費者委員会事務局 今の御質問に関係するということで、ビタミンKの過剰摂取ということなのですが、日本人の食事摂取基準という各栄養素を定める基準値において、成人では男女とも150 μ gです。過剰摂取の科学的根拠がはっきりしたものについては、耐容上限量という値が設定されているのですが、ビタミンKに関しては必ずしも安全というわけではないのですけれども、十分な

根拠がありませんので、そういった耐容上限量は現在のところ設定されておられません。

〇〇〇委員 〇〇委員、よろしいでしょうか。

〇〇〇委員 個別包装しなくても、家族全員で使ってもそれほど大きな影響はないと考えられる食品であるということを前提に、瓶で販売するというふうに考えていいわけですね。

〇消費者委員会事務局 追加なのですが、ビタミンKは納豆に多く含まれていまして、納豆100g、これは通常の納豆1パックに相当する量ですが、1パック当たり600 μ g含まれていますので、もしこの油を家族全員が使ったとしても、それほど過剰摂取ということにはならないかと考えております。

〇〇〇委員 あと考えないといけないのは、表示の中で摂取上の注意のところにあるお薬を服用している方やビタミンKの摂取を制限されている方、特に納豆の摂取を控えるよう指示されている方、ここですよね。ここが今の〇〇委員からの質問あるいは懸念に関して摂取上の注意としてここに記述されている。さらに言うと、部会に対してこの摂取上の注意の書き方がもう少し目立つべきではないかという申し送りをいただいている。ここにまで多分、今の御指摘はつなげてくるのではないかと思います。そういう表示のあり方に関して、これで十分なのかどうかという点も御意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。

この摂取上の注意に関しては一般的にこれまでの従来品と比較して、著しく視認性が悪いとか、そういったことはないという判断でよろしいですか。従来の許可品の摂取上の注意と比較した際に、ここが著しく見にくいとかいうことはないのかどうか。

〇消費者庁食品表示企画課 食品表示基準で規定する8ポイント以上で表示されています。

〇〇〇委員 ということで、食品表示法上は問題はない。ただ、摂取上の注意として目立つのかどうかという点はあるのかもしれない。

いかがでしょう。この点について、あるいはそれ以外の点でも構いません。〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 摂取上の注意は、それはもう少し強調したほうがいいのではないかと思います。科学的な根拠があるわけではないのですが、普通、ビタミンKは医療では凝固系を亢進させるために使いますので、アスピリンなど凝固系を抑えている薬を飲んでいる方へは慎重投与しているものですし、大体1日の投与量は10mgぐらいだと思うのです。医療系で凝固系を亢進させるために使う量は大体10mg食べていますから、ちょっと気持ちが悪いです。

ただ、それがどれだけ効いているのかというのは、実際のところはっきりとしたデータがあるとは思いがたいところがあって、これが必ずこれ以上飲んだら凝固系が悪くなるということがないと思うのですが、臨床現場での使い方と比較したら、これはもう少し注意喚起したほうがいいのではないかと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今、強調すべきであると、この摂取上の注意に関してはよりわかりやすくというお話を〇〇委員からいただきました。

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 私もう少し目立つようにするべきだと思います。というのも油というのは、この油は別に食卓に置くわけではなくて調理で使うことになると思うので、気をつけるべき本人がラベルをじっくり見て注意するということができにくい食品なのです。調理者がどれくらい気をつけるかということにかかってくる食品です。そうなると、どうしても当事者でなければこういう小さい字というのは見落としがちになってしまう。自分に関係がなければ飛ばしてしまうというような可能性が高くなりますので、そういう観点で患者さんでなくてもきちんとわかるように、もう少し大きな目立つ表示にすべきだと。そこを調理者から食べる方にきちんと注意喚起ができるような流れをつくるようにするべきだと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。確かに調理者がこの表示に関してしっかり把握をし、そして適切に使用していくことが求められる。確かにそのとおりだと思います。

ほかの委員の皆さんもそういう方向で御賛同いただけますでしょうか。もしまずこの摂取上の注意の部分に関しては、部会に投げられております表示の仕方、摂取上の注意に関しては、より目立つように改善を図っていただくという点が今のところの御意見かと思います。その方向でよろしいでしょうか。

具体的にどう目立たせるかという点については、これは事業者のサイドでお考えいただくということかと思います。先ほどもありましたように食品表示法上は8ポイント以上ということで、その制限のみでございますので、その中でさらにどういうふうに工夫していただけるかということかと思えます。それでまずはよろしいですか。まずはこれが第1点でございます。

ほかの点についても御意見をいただけませんか。御質問でも結構です。〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 骨の健康という言葉のイメージが、私のような完全な素人の理解だともっと違うイメージがあって、どうなのかなと思います。私の母もワーファリンを飲んでいたので、納豆とグレープフルーツはだめと言っていました。それがビタミンKとどこまで理解していたかよくわかりません。そのような人たちも結構な数いらっしゃる中で、骨の健康だけを見るとすごく体にいいと思ってしまうので、自分にとってリスクのあるものが入っているというイメージがないのではないかと。これだけ気をつけなければいけない人たちが存在する以上、もう少し表現を工夫していただくべきではないかと思えます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

この点、調査部会で申し送りされております事項の1つ目、骨の健康、この点に関して用語の使い方に関して懸念があるということかと思っております。今、〇〇委員からも懸念の声が1つ聞かれたということかと思えます。

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 骨の健康というのは、確かに見る人によってイメージが異なるケースはあると思いますが、まず1つは過去に許可された特保製品の中に、既にこの言葉が使われているということがありますし、それから、私の個人的な記憶では、10年ぐらい前に健康・栄養研究所が編纂した特保のデータブックという非常に見やすい本があるのですが、その中でもチャプターの中に骨の健康とい

う言葉が出てきていますので、かなり広くこの辺は伝わっているのではないかと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

実績として既許可品の中にもこういうものがあるということで、多分、今日資料にこれまでの許可品に関してのリストを添付していただいておりますが、この中にも相当あるという認識でよろしいでしょうか。消費者庁から少し例を挙げていただいてもよろしいですか。

〇〇〇委員 今の〇〇委員の御意見がございましたが、骨の健康という用語はビタミンK₂に対しては使われていなくて、カルシウムとかほかのものに対して使われているかなと思います。ビタミンK₂に関してはほね元気という、大変似たような使い方ですが、若干ニュアンスが違うかなというぐあいに思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。〇〇委員からまず既許可品を含めて例を挙げていただきましたけれども、かなりこういった事例があるということでよろしいですか。

〇消費者庁食品表示企画課 既許可品の中にはという文字を使った例が幾つかありますので、担当から説明をさせます。

〇〇〇委員 お願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 商品名に健康を使っているものは6品目あります。健康宣言ヘルシーバーグ、健康宣言ヘルシーボール、健康サラダ、健康支援食品、緑の健康野菜、健康応援おいしい青汁です。

〇〇〇委員 骨の健康というのは、前例はない。

〇消費者庁食品表示企画課 骨の健康を使用している既許可品は承知していません。

〇〇〇委員 〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 こちらの既許可品の資料、80ページから81ページに骨の健康にかかわる表示がございまして、確かに骨の健康という文言が使われているものはあるようですが、これはビタミンK₂以外の関与成分に対して使われているのかなと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。お手元の参考資料、特保一覧表（3月18日現在）という資料の80ページから81ページにかけて骨関係がございまして、その中にほね元気、商品名ですね。さらにはこつこつ健骨、骨ケアという商品名がございまして、あとは許可を受けた表示内容のところ骨の健康という文言が入ってございまして、大豆のイソフラボンを関与成分とする一連の商品の中に、骨の健康という文言が幾つか認められるかと思います。

あとビタミンK₂、メナキノ-7が80ページの骨の上のほうにあって、ここは骨の健康というよりも、直接書いてある表現はぱっと見たところは見当たりませんが、商品名にほね元気という言葉があり、カルシウムが骨になるのを助ける、骨たんぱく質、オステオカルシン云々というのはことごと同じ表現になっているようです。

というところで、かなり一般的に骨の健康という言葉が既に使われているということ。ただ、今回の場合は、骨の健康オイルという名称そのものに骨の健康というのがずばり入っているところで、これをどういうふうに消費者の方が感じられるかというところは議論すべきポイントかもしれないです。いかがでしょうか。そうしましたら、まず〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いいたします。

〇〇〇委員 有効性に関する根拠論文は、オステオカルシンという骨代謝マーカーを測り、骨密度は測定していません。骨密度と関連するサロゲートマーカーを有効性の根拠にしています。本来であれば骨量の減少、あるいは骨粗しょう症が気になる方に対する有効性が期待できる食品だと思うのですが、骨粗しょう症と書くと医薬品との区別が問題になってくるので、今まで骨の健康ということで承認されているのであれば、そういう言葉しかないのかなという気はします。

〇〇〇委員 〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 一つは国民が、わかっている人はいいのですけれども、国民が骨の健康といったときに、その中にビタミンK₂が入っていて、それが自分自身の健康に関係しているということがわからないまま、一般的な名称で骨の健康ということ、これは恐らく全ての人にいいことであって、注意はそんなにしなくてもいいとまず感じるのではないかと。ただし、その中にK₂が入っていることによって、これを積極的にとらないほうがいい方がいらっしゃる。そのところがわからなくなってしまうという問題があるように思います。

ただ、表示のところにK₂という表示はきちんとされていますが、今までの表示で納豆に関しては、納豆は注意が必要であるということで、摂取上での注意事項とかにもあえて書かれておりませんが、ビタミンK₂が本当に一般的に多くの国民が認識していれば問題ないのですけれども、よく認識していない方は何だろうか。でもこれは健康にいいのだからいいのではないかというような使われ方をすると、少し問題が出てくるのではないかと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

要は骨の健康という視点というのは、国民の健康増進という観点から極めて重要であり、全ての国民がこれに関心を持つ言葉である。一方で、ビタミンK₂とのつながりの部分では、まだ認知が十分ではないし、ビタミンK₂と多分納豆というのがつながり始めていて、納豆に関する摂取上の注意について少しずつ浸透し始めている。したがって、現時点でビタミンK₂とこの骨の健康で油という組み合わせで出てきたものについては、まだ認知度が十分ではない。ここの注意喚起も含めてしっかりやらないといけないというお考えですね。ありがとうございます。そういう点では、まず先ほどの摂取上の注意というところをより目立たせていくという、その部分はさらに強調していただいたという点かと思います。

さらには、そういう意味でビタミンK₂という、ここと骨の健康をよりつなげていく工夫が求められるということかと思うのですが、今回はかなりそれを骨の健康と大きく表示し、またその下にビタミンK₂たっぷりの油ということをつなげているというところは、そういう工夫のあらわれかもしれないですね。そのあたりもいろいろ多分御意見があるかと思います。〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 今の御議論の自分の感想に近い補足意見なのですが、ビタミンKは普通、病院では止血剤として使っていますので、医療関係者は皆さんこれは止血剤だと思っていると思うのです。それが骨に効くという印象がないと思うし、止血剤がなぜ健康にいいのかという基本的な疑問を感じるように思います。だから心筋梗塞を起こしたような人には、ビタミンKを含むようなものは食べないようにという指導をしていますので、どちらかというとお薬としてのイメージのほうが

強いものなのです。それがどちらかというところはワーファリンが体にいいと言われているような感じで、不思議な感じがいたします。効果があるというのはわかるのですが、違和感を感じるものではないかと思えます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

では、〇〇委員、〇〇委員の順番で。

〇〇〇委員 ビタミンKの摂取量と骨粗しょう症の関連については、疫学的な知見があります。また、ビタミンKを長期摂取すると骨密度が上がるという介入試験の論文も幾つか出ていますので、医学的なエビデンスは示されていると思えます。

この食品の表記ですけれども、病名はつけられない、また気になるというのは主観的な表現で好ましくないということになると、骨量が少な目の方とかになるのかもしれませんが、一般の人にわかりにくくなってしまっているのではないかと思うのです。私は骨の健康、以外に何かいい表現があればいいのですが、思い浮かばないものですから、いいかなと思いました。

〇〇〇委員 〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 使用上の注意のところでは幾つか御意見が出たと思うのですが、〇〇委員、〇〇委員から伺いましたが、今までのビタミンK関係の製品の注意事項を読んでも、80ページのところにありますが、今まで気がつかなくて申しわけなかったのですが、例えば一番上の行の“ビタミンK₂&Ca”というところで、下から3行目から4行目ぐらいに「ビタミンK₂は血液凝固能を有しますので、抗凝固剤を服用している方やビタミンKの豊富な食品（納豆など）の摂取を控えるよう指示されている方は、医師等に相談ください」と書いてあります。それから、その次の“納豆ほね元気”というところも同じようなことが書かれています。こういった表現だと一般の人にもわかりやすいのではないかと思いました。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

こういった使用上の摂取をする上での注意事項、この注意喚起をしっかりと記述すべきというお考えですね。目立たせると同時に、しっかり使用上の注意を理解していただけるように記述をしていくということかと思いますが、ほかの委員の皆様いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 私も二律背反的なことになるかもしれませんが、100 μ gで有効性があるというのはデータが出ているということで、そうだろうと思うのですが、皆さんが見ている骨関係の特保の80ページで、一番上の行にはビタミンK₂&Caということで平成26年に許可されたものがやはりビタミンK₂、メナキノン-4、1,500 μ gというぐらいです。それから、その後の納豆であるのですが、一番最近出たのが4行下に納豆ほね元気で株式会社Mizkanと書いてありますが、これは平成29年ですけれども、このところはきっちりと血液凝固能を有しますので注意喚起をしてくださいという、上の3つと下の1つはちょっと違う表現になっているので、前例にならって、最近の例にならって注意喚起をきちんと書いたほうがよりよいと考えています。

上の1、2、3のほね元気が現在販売されているかどうかは私にもわかりませんし、消費者庁のほうでどれだけそれをつかんでいるかというのは、なかなか難しいものだと思います。

もう一点は、ビタミンK₂たっぷりの油の「たっぷり」という言葉についてですが、これは栄養素

表示基準でビタミンKの範囲内で、これだけの量があればたっぷりと言えるかどうかで、言えればもちろんいいと思うのですが、それに任せるということでもいいのですが、私の感覚からすると、こんな少ない量で有効性があるんだなという、そういった違和感があります。

というのは、最初に納豆の件が出てきたのは30年くらい前なのです。浅井フーズさんというところから50gの納豆を食べるよりも、このBacillus subtilisの特別に開発した納豆菌によると、ビタミンK₂が1.5倍ぐらいたくさんできる。そういうことで比較試験をやるとオステオカルシンがふえたというようなデータだったと思うのです。

そのときに大変憂慮したことは、ビタミンK₂をいろいろな食品に入れば全て特定保健用食品になるのではないかということにつながるのです、その当時は関与する成分は納豆菌だったのです。納豆菌がきちんと入って、かつ、ビタミンK₂もはかっているという経緯でやったのですが、実質、このsubtilisの株をきちんと見分けることが大変困難であるので、ビタミンK₂を測定して、これを関与する成分にしようということから、ある程度移ってきました。

平成19年に出てきたのは、もともと50gで有効性があった。それを45gで今は有効性なんだということで申請者が会社も変わったし、グラムが変わったということで再申請をして、きちんと審議の後、この時点で3つ出てきて、最後に出てきたのが少し文言とか注意喚起をするためには、もう一回、いわゆる報告事項ではなくて申請でないといけないということで、この時点になっていると思います。

歴史的な経緯もあって、それも若干危うい部分もありますけれども、そのような観点から私は見て、ビタミンK₂たっぷりの油というのは、せいぜい言ってビタミンK₂入りの油ではないかなと。そういうことをすると逆に骨の健康とビタミンKが結びつかないようになるのかなと、その不安もありますけれども、たっぷりではないだろうというのが私の考えです。

〇〇〇委員 ありがとうございます。これまでの経緯も補足をしていただきました。

まず1点目は、具体的な摂取をする上での注意事項としては、80ページにある納豆の例、Mizkanさんの納豆ほね元気、そこにおける文言が平成29年2月許可ということで新しいものであるので、それを参考にしていくのが一つの考え方ではないかというお話だったかと思います。

それから、2点目は非常に示唆に富むお話で、先ほどの強調表示であるビタミンK₂たっぷりという表現ともつながっていくコメントでございました。従来品に関しては納豆菌、要はBacillus subtilis自体が関与成分という話から始まって、今はビタミンK₂が関与成分になっているということで、その部分は歴史的に変わって変遷をたどっていることが説明をさせていただいてよくわかったところです。

その上でこのビタミンK₂たっぷりという表現が適切なかどうか。当然、栄養成分、強調表示、法的なつながりと関連づけていけないと思いますので、消費者庁側から少しここは補足していただきたいと思います。

〇消費者庁食品表示企画課 説明させていただきます。

食品表示基準上の高い旨の表示に当たると思うのですが、例えば「高い」「高」「豊富」「たっぷり」等々表示いただく場合の強調表示の基準に照らして、今回のビタミンK₂に関して換算した結

果を御報告いたします。

食品表示基準上のビタミンKの表示に関しては、メナキノ-7の場合はメナキノ-4相当量に換算した上でのビタミンKとしての表示となるのですけれども、今回の申請品ではビタミンK₂としての表示になりますので、申請者の責任のもとに表示ということにはなりますが、食品表示基準上の強調表示に比べてどのぐらいの量かというのは、御承知おきいただいたほうがいいのではないかと思いますので、説明いたします。

食品表示基準上、「たっぷり」等の高い旨の表示をする際の基準値が、100g当たりビタミンKとしての量で45 μ g以上となりますが、今回、メナキノ-7ですのでメナキノ-4の相当量、メナキノ-7に0.6852を掛けて求めるのですけれども、これで計算しますと申請品が11g当たり100 μ g入っていますので、100g当たりで622.9 μ gとなりまして、ざっと換算しますと11gだと62 μ gぐらい入っているということなので、強調表示の基準上は十分に高い値にはなります。あとは特保としていかかというのは御議論いただいてということで、食品表示基準上のたっぷりの基準に対しては、十分な量ではあるということです。

〇〇〇委員 ありがとうございます。詳細な説明をしていただきまして、強調表示上は問題ない。あとは特保上、関与成分がたっぷりというところで、どういうふうにこれを受けとめていくか。一番はあれですね。消費者に誤認を招かないようにという観点が必要かと思います。それとあとは先ほどのビタミンK₂と摂取上の注意、さらにはこれまでの納豆での骨の健康との消費者の認知、ことまだビタミンK₂というのが結びついていない部分をしっかりとさらには啓発もしていかなければいけない。さまざまな点を考慮すべきだということかと思います。

徐々にポイントは絞られてきているかと思うのですけれども、ほかの観点でも結構です。委員の皆様いかがでしょうか。〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 資料1-19の英文論文なのですが、184ページのFig 3を見ると、用量依存性に骨代謝マーカーが変化していますが、ビタミンKを含まない0 μ g群では、むしろ悪くなっています。100 μ g群は、摂取前よりよくなっていないけれども、0 μ g群と比べると有意差があるので100 μ gを選択したと述べています。この試験では、試験中に他の食品からのビタミンK摂取量を制限していますが、骨代謝マーカーがむしろ悪化するような食事条件下では、0 μ g群より改善していたという解釈もできると思います。

しかし、Study 2で100 μ gで有効性が示されているので、臨床的な効果は示されていると考えられますが、なぜ200 μ gでなく100 μ gを選択したのかということが調査会で検討されましたでしょうか。もう一つ、この試験では、マヨネーズに11gの試験食品を混ぜています。通常、油をマヨネーズに溶かして食べることはしないと思います。特保の有効性を確認する臨床試験は、その食品が日常生活で使用されると考えられる状況で効果を確認するというのが本来ではないかと思います。本試験では、摂取量を正確にするためにそうしたと考えますが、日常生活の場で本食品を毎日11g摂取することがどの程度できるのか懸念されます。お菓子や納豆などの形態だったら、いいかもしれませんが、調味料として使用されることが多い油を11g前後、毎日摂取できるのか検討してもいいのかなと思いました。

〇〇〇委員 ありがとうございます。2点御質問、御意見をいただいたところですが、まずこの1-19、Journal of Nutritional Science and Vitaminology、この論文における100 μ g摂取の根拠に関して、説明をさらにというお話が1点ございました。それから、さらにこの論文に関連して、このヒトスタディーがマヨネーズで摂取をさせていく。混合して摂取をさせたデザインになっているということで、この点で通常の摂取の仕方と違うということ。さらには11gという一日の摂取目安量を一般的消費者はどういうふうにこれを11gとするのかというような使用上の具体に関して、調査会でどういう議論があったかをお聞きしたいというお話でございます。

この点に関してはどこから御回答いただきましょうか。まず100 μ gの根拠に関して。

〇〇〇委員 これはまさに今の1-19という資料のFigure 5にございますように、100 μ g、一日摂取量でカルボキシル化されていない、あるいはカルボキシル化の程度が低いオステオカルシンに対してカルボキシル化されたものの程度が上がっている、群間差があり、また、ゼロからも上昇が認められているというのがこのところ、こういったものが根拠となっているということだと思います。

あと100 μ gというのが非常に納豆に比べると低いということですが、これはメナキノン-7の油水分配係数、Log Pが15ぐらいあって非常に水に溶けにくいです。コレステロールなんかよりはるかに溶けにくいようなものである。そういったものを有効に吸収されやすいような形にデザインされて、こういったオイルの形態をとっているのではないかとということでございます。

最初のところの御質問に対しては、今のようなお答えになろうかと思えます。

〇〇〇委員 いかがでしょうか。今のお答えに関しまして。

〇〇〇委員 スタディー1の0 μ g摂取群で骨代謝マーカーがむしろ悪化しているように見られるので、そのような条件下でこの食品は効果があったと考えられないこともないかなと思ったのですが、スタディー2の結果を尊重するというのでいいかと思えます。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

1点目については100 μ gの摂取量の妥当性に関してエビデンスを御議論いただきましたが、あと11gを適切に摂取できるかどうか。この使用上の11gをどういう目安ではかっていくのかという点については、調査会では何か御議論はございましたでしょうか。では事務局から。

〇消費者委員会事務局 まずマヨネーズという形態で食べさせることが適切なかどうかということですが、これはこの申請品目だけではなく、かつて許可になったものなども同じように、マヨネーズで食べさせたり、パンに塗るスプレッドのような形で摂取させたりということで、炒め物とか通常の油の使用法ですと一日摂取目安量を正確に摂取させるというのは難しいために、マヨネーズにしたりスプレッドにしたりということだと推測されるわけですが、いろいろな品目で油に関しては過去の前例を見ますと、そういった形で摂取させている例がございます。

〇〇〇委員 薬剤の臨床的有効性を調べるためには、脱落例を含めて群間で比較するというのが一般的だと思います。マヨネーズに溶かすという、通常は行わない状況で実施しているので、摂取量は担保されても、日常生活でこの食品を11g毎日食べ続けられるのかなという点が疑問に感じたのですが。

〇〇〇委員 この点については〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 確かにそのとおりかもしれませんが、事務局から今、御説明があったとおり、既に既許可品等々でなされている方法であるということ、これを踏襲されたのであろうということでありまして、このことを突き詰めていくと既許可品等の見直しも必要になるかなと思います。

〇〇〇委員 〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 既許可品の場合には錠剤であったり、あるいは納豆のような形で個別になっているものなのです。今回の場合はボトルで、それを使って何か料理をしたり、その結果として有効成分が利用できるという形になっているところが根本的に違うように思います。そここのところで摂取していい方と、注意をする方の区別というのが非常に難しくなってくるのではないかという懸念があります。個別ですと問題ないと思うのですが、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 ありがとうございます。ヒトスタディー上のデザインとしては、確実に摂取量が見込めるところで、マヨネーズに対する分散系を使ったということで先ほど御説明がございましたし、それがこれまでの検証の仕方であったという御説明でございました。

一方で納豆菌あるいは納豆菌由来のビタミンK₂ということであれば、通常はそれをそのまま摂取させることもできていたということで、そのビタミンK₂を配合したオイルということになると、これは初めてのケースであり、さらに言うと先ほども〇〇委員からございましたように、通常の消費をする方より前の調理する段階の方がそのことをしっかり理解し、そして、1日11gという推奨をされている量をどうやって11gとコントロールできるのかということの実際的な問題も指摘をされているように思います。

この点に関しては、メナキノンと離れて油の特保の場合も同様かと思うのですが、以前の油での特保に関して、1日の摂取目安量をどのように消費者の方に勧めているのかという点については、何か情報はございますか。油の関係で既許可品というのもございますよね。以前のそれこそエコナを初め、油の歴史はあったかと思うのですが、何か参考になる事例に関して情報をいただけますでしょうか。〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 先ほど論点の一つとして、有効性試験でのこの油のとり方には問題ないのかということが一つあったと思うのですが、私の経験上でも油を摂取するとき例えばマヨネーズであったり、もっと言えば直接そのまま飲んでいただくこともあるのです。それは実際に使われる場を考えると、そういうことはまずほとんどないわけですが、有効性試験をする上ではしっかりとその量をとっていただくということで、そういう方法はとられますので、その結果、有効であるということであれば、その有効性に関しては問題ないと思います。

〇〇〇委員 ありがとうございます。有効性に関しては100 μ gの妥当性あるいはそれを確実に摂取していただくというヒト試験のデザインに関して、これまでの事例あるいは検証の方法は確立されているということで、ひとまずこの部分は御納得いただけるかと思うのですが、あとは一定の毎日の摂取目安量をどのように担保するかということに関しては、まだ全く情報がこの中では得られておりませんが、いかがでしょうか。ヘルシーリセッタ、〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 リセッタとかそういった場合には、油そのものがそれをとることによって健康障害につながるという事例がほとんどなかったから問題なかったのですが、もちろんとり過ぎはだめです

が、今回の場合には健康を導くものであると同時に、場合によっては健康障害を起こす可能性がある対象者を含んでいる、そこをどういうふうに区別できるかというところがポイントではないかと思えます。

〇〇〇委員 そうですね。そういう意味では11gが摂取の目安であるということで、それだけの量をミニマムでどう担保するかという考え方と同時にもう一点、過剰摂取のリスクをどうやって確実に抑えられるか。ここも考えておかないといけないという御意見ですね。ありがとうございます。

実際に今、61ページ、ヘルシーリセッタ、中鎖脂肪酸を関与成分とする特保の関係が事例としてございます。一日摂取目安量は14g程度となっていますけれども、要はこういったものがどういふふうに14gとして担保されているのか。具体的な、ここは調理の段階で1日の摂取目安量をどのように考えるのかということかと思えます。

消費者庁からお願いいたします。

〇消費者庁食品表示企画課 今、〇〇委員御指摘のページを御紹介しようと思っていたところですが、実際の審査資料を精査しないと、例えばこれらの61ページにある油ですと、一日摂取目安量が14g程度になっておりますが、この値を決めたプロセスというのを確認しないと、許可内容だけでは判断がつかないところです。

〇〇〇委員 ありがとうございます。

今、ヘルシーリセッタの事例で、これのもう少し調査も必要だというお話だったのですけれども、少しずつ整理をさせていただくとすると、やはり今回、ビタミンK₂に関しては摂取上の注意、摂取をする上での注意事項として、ここが非常に重要になってくる成分であるということを鑑みた場合には、過剰摂取のリスクあるいはこれを忌避しないといけない方に対して、どうやってそれを避けることを担保していくかというところで、少し懸念をされる委員の方の御発言が多く出てきたように思います。当然この摂取をする上での注意事項の表記を工夫していただく。例えば先ほどございましたように直近で具体的な事例がございますので、そういった内容を参考にしつつ、調理者が気づきやすい注意喚起をしっかりとここに表示をしていくことを、ぜひ事業者サイド、申請者にはお伝えをしていかないといけないのではないかとこのところが1点かと思えます。

それから、調査部に託された骨の健康に関しては表現方法として、これにかわるものがないという点から、これが既許可品にも認められているという点もあり、骨の健康という表現で構わないのではないかとこの意見が多かったように思います。

あとはたっぷりという表現については、強調表示的に見て問題はないということを確認していただきましたので、あとは特保的に見てこれを摂取される方に誤認を招かないのかどうかという点で考慮をすべきという意見も聞かれました。このあたりが今のところの整理かと思えます。

今、摂取の仕方をネットで調べていただくと、どういうふうに書いてあるのでしょうか。

〇〇〇委員 女子栄養大学の調理と油の使用量というのでは、1人前で炒め物とか焼きそばをつくとか、チャーハンとか、それが大さじ1杯程度摂取したことになって、揚げ物だと大さじ2杯となっています。それだと多分とり過ぎになるのでしょうか。

〇〇〇委員 大さじ1杯分は何gという目安でしたでしょうか。

〇〇〇委員 15ccで油だから重たいのですか。

〇〇〇委員 〇〇委員、お願いいたします。

〇〇〇委員 そうすると、摂取量を担保するということと、ビタミンK摂取制限があるワーファリンなどを飲んでいる家族がいらっしゃる場合も考えると、個別包装というのも一つのアイデアではないかと思えます。旅行にも持っていきますし、個別包装について申請者に検討していただくことは、どんなものなのでしょう。

〇〇〇委員 個別包装は表示とは違う部分もあるのかもしれませんが、実際に適量を摂取していただく、あるいは注意喚起をしていく対象者を明確にする上では1つの方策であるということかと思えますが、今の御提案はいかがでしょうか。こういう提案というのは今まで、先ほどお醤油のお話がありましたけれども、そういう提案というのもあり得るのでしょうか。消費者庁からいいですか。

〇消費者庁食品表示企画課 恐らく揚げ物などの調理法ではなく、油そのものを別の方法で摂取するとか、そういった製品提案にならないとふだんの食生活上の置きかえは難しいのではないかと思います。なので食事における油の使い方自体チェンジするというぐらいのことでしたら、なじむのかもしれないと思うのですが、今、思い当たるのはそういったところです。

〇〇〇委員 ありがとうございます。個装することによって食生活にどういう形で提案をしていくか。そのことが置きかえとどうつながっていくかというお話は、確かに現実的なコメントだったかと思えます。なかなか従来品と違うというところで非常に悩ましい議論になってはいるのですが、大分1時間15分くらいこの案件を既に議論しておりますが、今のところずっとお聞きしていると、このまま許可するという形には至らないような御意見が多いかと思うのですが、まずその点はいかがでしょう。恐らく一つの落としどころとして、例えばいただいた意見から部長預かりというような感じにさせていただくケースもあるわけですが、ちょっと今のお話だと、そこにも至らないのかなという印象でございます。

そういう意味では、継続で審議をさせていただく内容という扱いがしかるべきかなと思うのですが、いかがでしょうか。その際に特に今いただいた御意見からすると、摂取する場合に注意をしていただくという摂取をする上での注意事項の表現の方法と、そのお示しの仕方、ここは相当工夫をしていただくと同時に、過剰摂取というか対象者がいらっしゃるわけですから、そういう方に対してこれが適切に御使用いただく旨の工夫の部分、過剰な摂取も含めてだと思っておりますが、そういった点を商品の特性上、留意をしていただくことが、今回いただいたさまざまな御意見から通して、改善を図っていく内容かと思うのですが、いかがでしょうか。まずはそこまでよろしいですか。

ほかに、〇〇委員、お願いします。

〇〇〇委員 先ほど骨の健康についていいのではないかとというまとめがございましたが、許可を受けた表示内容のところには確かに骨の健康ということがうたわれていますが、今回の場合は「骨の健康オイル」というネーミングのところにかかわってしまっていて、一番大きな表示でもあり、ここまで骨の健康をクローズアップしてアピールしていいのか、心配です。

〇〇〇委員 ありがとうございます。極めて大きな文字で「骨の健康」とどんと出しているということは、目を引くところでもございますし、また、今のヘルスクレーム上、この骨の健康というのが議論の俎上に上る内容であることを鑑みると、これ自体が商品名で、真ん中にどんと据えられているということはいかがなものか。この点についても要は商品名を変えるべしという提案になるのかもしれませんが、意見が出たことをどう受けとめられるか。それは申請者側の考えによって変わってくるかと思しますので、意見としてその点も出させていただくということではよろしいですか。ありがとうございます。

そうしましたら、ひと通り議論をしていただき、また、新開発食品調査部会に対して調査会から申し送られた内容についても、しっかりと皆様の御意見を賜りましたので、結論としては今のような形で考えさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、今の審議結果について事務局に整理をしていただいでよろしいですか。

〇消費者委員会事務局 では、この骨の健康オイルにつきまして確認していきます。

まず「たっぷり」という表現については、差し支えないという結論でよろしかったですか。

〇〇〇委員 ちょっと微妙でしたね。強調表示上は問題なしということだったので、ただ、途中、取りまとめいただいた提案から、またこっちがキャッチボールでボールを受け取ってしまいましたけれども、ビタミンK₂自体が骨の健康にかかわる関与成分であるということは、しっかりと消費者の皆様に認知を図るべきであるという話は、委員の皆様から聞かれたかと思えます。そして、食品表示上の強調表示に関しても、何ら問題はないというところがありますので、一つの表現として、これ自体を規制することはなかなかできないのではないかと私自身は思うのですが、いかがでしょうか。

〇〇〇委員 表示上は特に問題ないということで、なかなかこれを規制するのは難しいと思うのですが、逆にビタミンK₂がたっぷり入っているということが注意喚起になっているようなところも恐らくあるので、医師の方から制限をされている方は多分ビタミンKは知っているし、御家族の方も恐らく知らないということは余りないのではないかと思いますので、しっかりと注意喚起を大きく、あるいは囲むなどしてあれば、そんなに問題にはならないのではないかと。あとは、たっぷりなのかというところは油にしてはたっぷりかもしれないと思うので、納豆に比べればかなり少ないのですが、油の中ではたっぷりと言ってもいい範囲なのかもしれないというところでは。

〇〇〇委員 ありがとうございます。今のお考えは確かに、ですからこれがたっぷり入っているということが強調でもあり、注意喚起でもあるという考え方、確かに一理あるなと私も思いました。ですから例えばそういう点を考えて、申請者の側にその部分に使用上の注意喚起をそばに書いておくとか、何か工夫をしていただくポイントになっていくかもしれないですね。そういう点も含めて、これは申請者にお任せをして出てきたものをもう一度、この新開発食品調査部会で御審議をしていただき、お認めできるかどうか御意見をいただく場をつくりたいと思しますので、そういう取り扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。済みません、たっぷりに関してはこれで。

〇消費者委員会事務局 たっぷりについては、基本的にこの言葉自体は特に差し支えないということではよろしいわけですね。

次に、摂取上の注意のところになりますけれども、これはもっと目立つように修正されたいという指摘を出すということで、その目立たせ方としては調査会でも御意見があったように、文字を大きくする、あるいは四角で囲むなどの方法を使って、とにかく目立つように修正されたいという趣旨の指摘でよろしいわけですね。

その次につけ加える、これも大事なポイントかもしれませんが、注意事項の文言としては、最近許可になっている他の製品の注意表示文言を参考にして、注意事項の文言も検討されたいということでもよろしいでしょうか。

最近の許可であったものを見てみますと、抗凝固剤あるいはビタミンK₂には血液凝固能があるのだという言葉が使われているということが、新しい品目の文言の特徴になっているかと思うのですが、血液凝固能なり凝固作用という言葉も入れ込んでというところまで具体的に指示といいますか、指摘としたほうがよろしいでしょうか。

〇〇〇委員 はい。参考にそれを踏まえてということでしたので、ということは、その文言が入ることかと思えます。

〇消費者委員会事務局 わかりました。最近許可になったものを含めて抗凝固あるいは凝固作用という言葉を入れ込んだ注意表示文言に変更されることを検討されたいという趣旨の指摘でよろしいですね。

もう一点、骨の健康という表示についてですけれども、いろいろな御意見があったかと思えますが。

〇〇〇委員 この骨の健康に関しては、ヘルスクレームとしてこの摂取を勧める方としては既許可品にも認められており、表現としては妥当である。しかしながら、商品名そのものにこの健康増進のヘルスクレームを使うことに関しては、いささか誤認というか、優良誤認と言ってしまうと問題があるかもしれませんけれども、誤認を招く懸念もあるという指摘があったということで返していただくと、商品名を変えろということなんですかという話にはなってくるかと思うのですが、御検討はいただけるのではないかと思います。

〇消費者委員会事務局 申請者のほうへ出す指摘としては、指摘の文言というのはまた部会長とも御相談させていただきますけれども、許可表示の中に出てくる骨の健康ということは差し支えない。もう一つ、キャッチのところもこれでよろしい。このキャッチくらいならばということでもよろしいですか。商品名として骨の健康等を挙げるのは、これは再度検討されたいということになると思うのですが、3カ所、骨の健康という言葉が使われてくるのですが、キャッチのところはどちらの扱いになりますでしょうか。

〇〇〇委員 ですからヘルスクレーム及びキャッチコピーの部分までは、これでお認めをする方向かと思えます。ただしということで繰り返しになりますけれども、そのことを商品名そのものに付すことに関しては、いささかの誤認を招く懸念もあるので、再考していただく必要がある。

〇消費者委員会事務局 骨の健康につきましては、商品名の骨の健康という言葉の使い方については、再検討されたいという趣旨の指摘になると思いますけれども、それで方向としてはよろしいでしょうか。

〇〇〇委員 あとは先ほどの「たっぷり」のところが注意喚起とつながるような工夫もあり得るとい、そこまで付していただいて、今日いただいた御意見全体をカバーしているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

〇消費者委員会事務局 あともう一点よろしいでしょうか。先ほど〇〇委員から、商品形態として個装にすることも検討してもらってはどうかという御意見があったかと思うのですが。

〇〇〇委員 過少摂取あるいは過量摂取も起こり得る食品形態だと思うので、11g前後を毎日適切に摂取するための何か工夫があるのか申請者に問いかけてもいいのではないのでしょうか。

〇〇〇委員 ありがとうございます。今のような問いかけで強制的に一定量の個装にするという指示をしたというわけではなく、こういう懸念に対してどうお答えしますかというところを申請者の側に問いかけてみるということですね。ということになれば注意喚起の表現方法とかなり具体的かつ摂取量に対しても工夫の余地が当然あるということで検討していただけるものと思います。それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

ちょっと時間を要しましたが、事務局。

〇消費者委員会事務局 今後の扱いについて確認させていただきますが、今、最後にまとめたような内容の指摘を申請者に伝えることにさせていただきます。具体的な指摘の文言につきましては、事務局で作りまして、また、部会長と御相談、御確認いただいた上で申請者に出すということでよろしいでしょうか。

もう一点、申請者からその指摘に対して回答が出てきたときには、これは部会長扱いという取り扱いにして、部会長の御確認、御了承ではなしに、再度、調査部会で皆様の御審議をいただくということでもよろしいでしょうか。

〇〇〇委員 はい。先ほど御提案申し上げたとおり、継続審議という扱いでよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、(1)のAJINOMOTO(アジノモト)骨の健康オイルに関しては、ここまでにさせていただきます。